

eラーニング作成時における著作物等の留意点

2021年11月26日

公益社団法人日本診療放射線技師会

1. 著作物とは

著作権法における著作物は、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義されています。

単なるデータや、誰が創作しても同様の表現となるありふれた表現、表現を伴わない理論や法則等のアイデア自体は、著作物から除かれます。

著作物に該当する表現には著作権が発生し、利用するためには原則として権利者の許諾が必要になります。

2. 引用

引用とは、自身の資料や作品の中で他人の著作物を取り上げることを行います。

第三者の著作物を利用する場合であっても、引用ルールに従って適法に引用する場合は、例外的に許諾を得ずに利用できます。

引用ルールは次のとおりです。

【引用ルール】

- ① すでに公表されている著作物であること
著作権者が公表していない著作物は対象外です。
- ② 引用部分が明瞭に区別されていること
かぎ括弧（「」）や引用符（“”）等により、引用部分が区別されている必要があります。
- ③ 自分の著作物を「主」、他人の著作物を「従」としての主従関係があること
引用部分の質・量から判断します。引用部分が補足的情報となるようにしてください。
- ④ 公正な慣行に合致し、引用の目的上正当な範囲内であること
引用は、目的に応じた適切な量・方法で行ってください。

⑤ 出所（出典）を明示すること

引用箇所に近接した場所に合理的な方法で出所を明示してください。

（参考）出所表示の例

- ・ウェブサイトの場合：引用箇所の URL，記事タイトル
- ・書籍の場合：著者名，記事／論文名，本・雑誌等のタイトル，引用箇所（ページ，引用図表番号等），出版年月

⑥ 引用部分を改変しないこと

原則として原形のまま掲載してください。

<引用する際の確認事項>

- ※ 引用する必要がありますか？
- ※ スライドの中で，自分の著作割合が「主」，引用部分が「従」になっていますか？
- ※ 出典を明記していますか？

3. 注意すべき著作物等と対応

ありふれた形式の図面やグラフや、自然科学上の知見を表現する文章は、創作性がなく著作物に該当しないことも多いとされています。

もっとも、独自の表現や工夫が施されている場合など、著作物に該当することもあるため、許諾を得るか、引用ルールに従って利用してください。

その他、著作物の種類ごとの具体的な対応は、以下を参照してください。

① インターネット等から取得した画像，イラストまたは写真など

（対応）権利者から許諾を得ずに利用してよいことが確認できるもの、もしくは許諾を得たもの以外は利用しないでください。利用条件が定められている場合は、条件を守って利用してください。「著作権フリー」と表示されている場合であっても利用条件が定められていることが多いため、注意してください。

（参考）利用可能なイラスト，写真例

- ・フリー素材いらすとや；<https://www.irasutoya.com/>
- ・マイクロソフト Word のストック画像

② 自身で撮影した写真等

（対応）基本的に利用の問題はありません。ただし、アニメのキャラクター等著作

物となるものや第三者が個人を特定できる態様で撮影されているものは利用しないでください。

③ 企業が作成した著作物

(対応) 企業により対応が異なります。ご自身で当該企業にご確認ください。なお、eラーニングで企業ロゴや商標の使用は認められません。利用を希望される著作物に企業ロゴや商標が含まれている場合は、削除したうえで利用する許諾を得てください。

④ 自施設の臨床画像等の臨床データ

(対応) 施設により対応が異なります。利用可能か自施設でご確認ください。

⑤ 論文の内容の利用

(対応) 引用ルールに則って利用してください。

⑥ ガイドラインの内容の利用

(対応) 引用ルールに則って利用してください。

⑦ 刊行物（商用雑誌等）のイラストの利用

(対応) 商用雑誌等のイラストの利用は、許諾を得たもの以外は不可です。引用ルールに則って利用してください。

⑧ 公的機関の資料

(対応) 引用ルールに則って利用してください。

4. 著作権侵害のリスク

著作物の無断利用や、ルールを守らない引用により著作権を侵害すると、権利者から損害賠償請求や差止請求を受けるだけでなく、刑事罰が科せられる可能性もあります。

eラーニング作成の際には、以上の留意点を踏まえて、著作権を侵害しないよう十分に注意してください。